

令和

年度 市民税・府民税申告書（分離課税等用）

<令和5年度以前申告用>

(三面)

フリガナ		生 年 月 日	整理番号	
氏 名				
個人番号	堺市に住民票のない方は記入	・	電話番号	

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
	事業 譲渡 雑	円
	事業 譲渡 雑	
	事業 譲渡 雑	
	特例適用条文	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額＝A－(給与所得控除額＋ (B－給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A－B－C－D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引(A－B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 (年 月 間)	☐ 一 般 ☐ 障 害	円	円	円

この申告書（分離課税等用）は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

1 収入金額 / 5 所得金額

各所得のカタカナ／丸数字は、申告書に対応しています。「1 収入金額」及び「5 所得金額」をともに記入してください。

短期譲渡 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡した場合の所得

ス／②④ 一般分：次の「軽減分」に該当しない所得

セ／②⑤ 軽減分：国や地方公共団体等への譲渡及び収用等による譲渡などによる所得

長期譲渡 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡した場合の所得

ソ／②⑥ 一般の譲渡（一般分）：次の「優良住宅地等に係る譲渡」及び「居住用財産の譲渡」に該当しない所得

タ／②⑦ 優良住宅地等に係る譲渡（特定分）：優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の所得

チ／②⑧ 居住用財産の譲渡（軽減分）：自分の居住用の建物やその敷地などを譲渡した場合の所得

上記の **短期譲渡** と **長期譲渡** の所得のいずれかがある方は、区分ごとに「所得の生ずる場所」や「必要経費」などを「2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に記入してください。

ツ／②⑨ 一般株式等の譲渡：上場株式等に該当しない株式等を譲渡等した場合の所得

テ／③⑩ 上場株式等の譲渡：上場株式等(特定公社債等を含む)を、証券会社等を通じて譲渡等した場合の所得

ト／③⑪ 上場株式等の配当等：株主や出資者が法人から受ける剰余金や利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資法人からの金銭の分配または投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外のもの）および特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得

ナ／③⑫ 先物取引：商品先物取引または金融商品先物取引等をし、かつ、その取引による決済をしたことによる所得

※「株式等」とは、株式（投資口を含みます。）、投資信託の受益権、公社債などをいいます。

▶「一般株式等の譲渡」または「上場株式等の譲渡」、「先物取引」の所得がある方は、種類ごとに必要経費などを「3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項」に記入し、種目については該当するものを○で囲んでください。

▶「上場株式等の配当等」の所得のいずれかがある方は、区分ごとに「所得の生ずる場所」や「収入金額」などを「4 上場株式等の配当所得等に関する事項」に記入してください。

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与所得のうち、通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある方は記入してください（特定支出控除は証明書が必要）。

7 山林所得・退職所得に関する事項

▶ 山林所得：山林を伐採したり立木のまま譲渡することによる所得がある方は、記入してください。なお、特別控除額は原則として50万円です。

▶ 退職所得：一時恩給や退職金などの所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とならない退職手当等がある方は、記入してください。なお、勤続年数が5年以下かつ一定の条件に当てはまる方は、所得金額の計算方法が「 $C \times 1 / 2$ 」とならない場合があります。退職所得の計算方法について、詳しくは堺市公式ウェブサイト「退職と税金」をご覧ください。

